

【仕訳例④】 受取共済金が資産損失を超える金額を事業主借(非課税)に振り替える。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
受取共済金	不	59,800	事業主借	不	59,800

※e酪農経営では、事業主借への振替(仕訳例④)を行いません。その代わりに、共済金を受け取った仕訳(仕訳例②)において、受取共済金の部門に、所得税が非課税であることを示す「源泉分離等」の部門コードを設定し、農業所得の計算から除外します。

### 3. 売買益が発生した場合

売却金額(126,000円)が帳簿価額(90,000円)より高い場合には、売却益が発生します。この場合の仕訳も仕訳例①と基本的には変わりません。

【仕訳例⑤】 事故により搾乳牛(詳細は仕訳例①に同じ)を廃用にし、売却金額126,000円から手数料6,300円が差し引かれた。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
売掛金	不	119,700	廃牛売上高	課	126,000
販売手数料	課	6,300			
減価償却費	不	45,000	生 物	不	135,000
廃牛売却原価	不	90,000			

搾乳牛について突発的な事情等偶発的な理由により売却した場合でその牛が7歳未満のときは、個別に譲渡所得の収入金額とすることができます。そこで、譲渡益が生ずる場合は、譲渡所得の収入金額とした方が、譲渡所得の特別控除(年50万円)の適用によって有利になります。なお、売却益が生ずる場合、共済金は全額が非課税になります。

この場合、農業所得から除外して譲渡所得とする仕訳は次のとおりです。

【仕訳例⑥】 譲渡所得や非課税の収入金額を事業主借に、譲渡所得の必要経費を事業主貸に振り替える。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
受取共済金	不	70,000	事業主借	不	70,000
廃牛売上高	不	※126,000	事業主借	不	126,000
事業主貸	不	6,300	販売手数料	不	※6,300
事業主貸	不	90,000	廃牛売却原価	不	90,000

※税抜経理方式の場合は、税抜金額(120,000円、6,000円)となる。

ただし、e酪農経営では上記の振替(仕訳例⑥)を行いません。その代わりに、売却の仕訳(仕訳例⑤)において、生物売却収入(廃牛売上高)や生物売却原価(廃牛売却原価)、販売手数料について、「譲渡所得」の部門コードを設定し、農業所得の計算から除外します。

**お知らせ** 広酪ホルスタイン改良同志会

## 3/22 「第34回ひろらくB&Wショウ」



広酪ホルスタイン改良同志会主催のひろらくB&Wショウを開催します。

乳用牛改良の成果や酪友の交流の場として、昼食には焼肉も準備しておりますので、ご家族揃って是非ご来場下さい。

日時：平成27年3月22日(日)

10時 開会式 ※終了予定15時

場所：全農広島県本部三次家畜市場

三次市西酒屋町大久保511

出場予定頭数：19頭



## 森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社  
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口  
事業推進課 経営指導相談係  
■問い合わせ先  
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

### 「経産牛の除売却」

#### 1. 経産牛の売却

乳牛の経産牛を売却したときは、代金を販売金額(生物売却収入：仕訳例では廃牛売上高)に、未償却残高を必要経費(生物売却原価：同・廃牛売却原価)として両建てにより総額で処理します。この場合、売却代金が消費税の課税売上げとなります。

【仕訳例①】 事故により搾乳牛(取得価額 450,000 円、期首帳簿価額 135,000 円、事故時未償却残高 90,000 円)を廃用にし、売却金額 84,000 円から手数料 4,200 円が控除された。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
売掛金	不	79,800	廃牛売上高	課	84,000
販売手数料	課	4,200			
減価償却費	不	45,000	生物	不	135,000
廃牛売却原価	不	90,000			

※e酪農経営では、「家畜台帳」という表形式の画面で「除売却日」と「売却収入」を入力するだけで、上記の売却や減価償却(月割按分)の仕訳を自動で作成してくれます。

#### 2. 家畜共済金の受取

減価償却資産である搾乳牛を対象とした家畜共済金は非課税となります。損害保険契約に基づき支払を受ける保険金・共済金等で、突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものには所得税は課税されません(所9①十六)。共済金と対象家畜との対応関係を明確にするため、家畜を処分(売却)した日において共済金を未収計上します。

【仕訳例②】 ①で処分した搾乳牛について家畜共済金 70,000 円を受け取ることになった。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
未収入金	不	70,000	受取共済金	不	70,000

※e酪農経営では、家畜台帳で「受領日」と「共済金」を入力するだけで、上記の仕訳を自動作成します。また、共済金の入金した際の仕訳も自動作成します。

減価償却資産に対する共済金は非課税ですが、事業所得の必要経費を共済金で補てんしますので、その金額を非課税の共済金から控除します。一方、事業用の固定資産について生じた損失(資産損失)の金額は、共済金がなければ必要経費になります。共済金等により補てんされた金額は必要経費から控除します。資産損失とは、その資産の未償却残高から事故発生直後の資産の価額(処分価額)を控除した残額になります(所基通51-2)。

そこで、未償却残高が処分価額の手取額(販売金額-手数料等)を上回る場合には、その上回る金額について、受取共済金と廃牛売却原価(生物売却原価)を相殺します。

資産損失：90,000 円[未償却残高] - (84,000 円 - 4,200 円)[処分価額] = 10,200 円

【仕訳例③】 受取共済金と資産損失を相殺する。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
受取共済金	不	10,200	廃牛売却原価	不	10,200

さらに、資産損失を超える受取共済金(非課税)を「事業主借」勘定に振り替えます。